

佐倉市優良建設業者の表彰に関する要領

制 定 平成17年6月9日

施 行 平成17年7月1日

最終改正 令和 5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市内の建設業者の励みとなることで、建設工事における施工技術、施工管理能力のさらなる向上を図るとともに、より高品質の工事目的物の確保に資することを目的として、本市(市長部局、および公営企業上下水道事業)が発注する建設工事を優良な成績で完成した建設業者に対して表彰を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準等)

第2条 表彰は、次に掲げる基準を全て満たす建設業者に対して行うものとし、(2)及び(3)の基準については市長部局と、公営企業上下水道事業(以下「上下水道部」という。)とで独立して扱うものとする。

- (1) 表彰の対象となる工事完成年度の一年間(以下、『表彰対象年度』という。)及び表彰式当日までの期間において、本社若しくは本店を市内に継続して有していること。
 - (2) 表彰対象年度において、佐倉市工事検査要綱に基づき実施した工事検査の工事成績評定を受けた工事の実績を有しており、その全ての評定点が65点以上であること。
 - (3) 本市が発注した請負金額が1件500万円以上の建設工事を誠実に施工し、表彰対象年度において、佐倉市工事検査要綱に基づき実施した工事検査の工事成績評定点が80点以上で完成した実績を有していること。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、施工成績、施工技術等が特に他の建設業者の模範となる工事を完成したと認められるときは、当該建設業者に対して表彰を行うことができるものとする。
 - 3 前2項に規定する表彰の対象となる建設業者が、表彰対象年度及び表彰式当日までの期間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、同各項の規定にかかわらず表彰の対象としない。
 - (1) 佐倉市入札参加資格審査委員会(佐倉市入札参加資格審査委員会規程(平成15年佐倉市訓令第13号)に規定するものをいう。)において、指名停止処分を受けた建設業者
 - (2) 犯罪行為、市税の滞納等不正又は不誠実な行為を行った建設業者

(佐倉市優良建設業者表彰審査委員会)

第3条 表彰の対象となる建設業者を選考するため、佐倉市優良建設業者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の組織等)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は検査担当部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、企画政策部長が委員長の職務を代理する。

6 委員は、企画政策部長、土木部長、都市部長、資産経営部長、上下水道部長の職及びその他委員長が必要と認める職にある者をもって充てる。

7 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

(審査委員会の会議)

第5条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席者がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議を招集する必要があると認める場合は、インターネット等電磁的な方法により会議に代えることができる。

5 第3項の規定により決したときは、その証として優良建設業者表彰候補者選考書(別記様式第1号)を作成し、委員等は、署名又は押印するものとする。ただし、前項の規定による会議において決したときは、電子署名等の方法により署名又は押印に代えることができる。

(会議の結果の報告)

第6条 委員長は、会議の終了後、速やかにその結果について優良建設業者表彰候補者選考結果報告書(別紙様式第2号)により、市長部局の発注工事は市長に、上下水道部の発注工事は佐倉市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(決定)

第7条 市長又は管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、優良建設業者を決定するものとする。

(表彰)

第8条 表彰は、あらかじめ指定した日に、市長部局の発注工事については市長が、上下水道部の発注工事については管理者が表彰状を授与することにより行う。

(秘密の保持)

第9条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第10条 審査委員会及び表彰に係る庶務は、検査を主管する所属(以下「検査担当課」という。)が処理する。

2 表彰後、検査担当課は優良建設業者を公表するものとする。

(決定の取消し)

第11条 表彰後に、表彰対象年度及び表彰式当日までの期間において不誠実な行為等が判明した優良建設業者については、審査委員会で審議の上、優良建設業者としての決定を取り消すことができる。

2 前項に基づき決定を取り消す場合は、当該建設業者に書面で通知するとともに、取消した旨を公表する。

附 則

この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日決裁 29佐契第1129号)

1 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 表彰対象年度が平成29年度の建設工事については、平成28年度4月1日施行の要領を適用する。

附 則(令和3年4月1日決裁 佐契第295号)

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日決裁 佐契第1157号)

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

